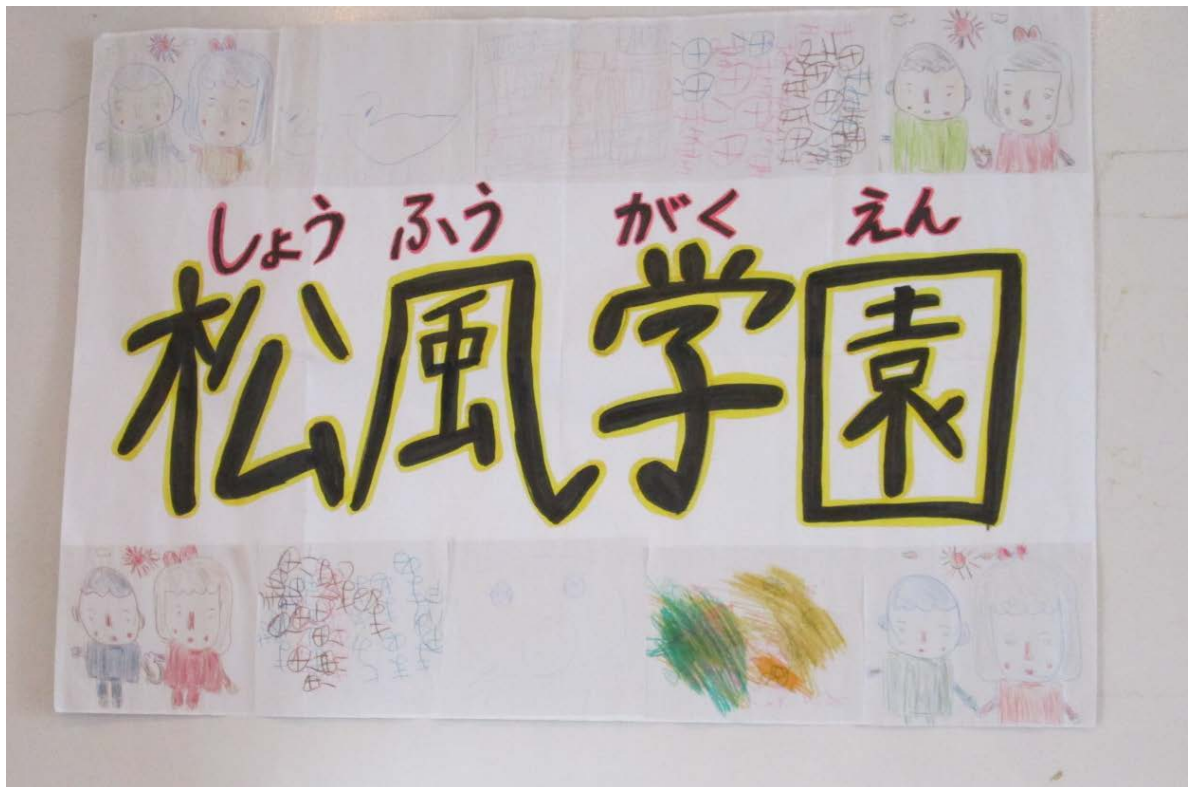


令和元年(平成 31 年)度

事業計画書



横浜市 松風学園

目 次

園長からのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	4
平成31年度事業目標・・・・・・・・・・・・・・・・	5～7
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9



園長からのメッセージ

初代園長が抱いていた障害者とその家族への思い

平成 28 年度の事業計画書におけるこのメッセージの中に初代園長が目指したものが記載されています。概略として再掲しますが「昭和 30 年代、初代園長となる小川氏（厚生省官僚で「精神薄弱児」対策を担当。のちに初代園長に就任）はアメリカの模範的な施設を視察し、アメリカの先進的な施設環境と日本の家族的雰囲気を活かした施設づくりを抱き、そして障害児を保護育成して社会に送り出していきたいと考えていた。」という内容でした。私は、この記述を読み、彼が日常業務や視察を通じ障害者へ抱いていた気持ちに思いを馳せてみました。色々なことを想像しましたが、私は「障害者とそのご家族に寄り添う気持ちを強くお持ちであった方」と整理をしました。

現在の建物を整備した担当者の思い

現在の建物は松風学園が障害児入所施設から障害者入所施設に転換される昭和 58 年、59 年に竣工されました。当時の再整備事業の中心的な役割を担っていた樋浦職員の話を紹介します。

「ノーマライゼーション」という言葉が入り始めた当時、彼はそれまでの障害児・者入所施設の概念を覆すことを考え「施設ではなく住まいを作りたい。」と誰もが思いつかないことを打ち出し取組んでいたそうです。そんな彼の思いは現在の松風学園の色々ところで形として見るができます。また、その後も彼は様々な事業に携わり多くの功績を残します。一例ですが、障害当事者が泊まり込み、語り合う「ふれあい塾」の創設、エイズ対策に携わる 90 年代、当時はエイズへの差別、偏見もある中で、当時者が相談しやすいように、潜在化してしまわないようにとエイズ患者支援団体の協力を得、横浜市民 AIDS 活動センターを発足したことなど。彼は常に当事者の立場で事業に取り組んでいました。

新たな再整備事業にあたり

在宅の知的障害者はご家族の介助で支えられています。ご家族の介助が継続されるよう区の社会福祉職はご家族に寄り添った支援を行っています。一方、施設では支援員が利用者様の介助を担っています。

昨年度から予算化された再整備事業。今年度はいよいよ設計に着手します。再整備といってもただ建物を作ればよいというものではありません。初代園長から脈々と継承されている重要な「利用者様の尊厳」を念頭に置きながら、私達は将来の松風学園での支援を考え、ご家族・関係者皆様のご意見もいただきながら再整備事業に取り組んでいきたいと思えます。

横浜市松風学園園長 安達友彦

基本理念

松風学園は、一人ひとりが輝き、尊敬し、支えあう地域社会を実現します。

松風学園は、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指し、施設の果たすべき使命を明確にするためここに基本理念を表明します。この理念は、松風学園のすべての事業の目的、目標及び実施計画等の根底に流れる考えや行動につながります。

●支援の根幹となる考え方

基本理念に基づいた松風学園の利用者支援の根幹となる考え方は次のとおりです。

- 1 利用者一人ひとりの「人権」を守り、個性を尊重します。
- 2 利用者の安全と安心を見守り、「利用者本位」の質の高いサービスを提供します。
- 3 利用者の「地域生活移行」を支援します。

●中期的な松風学園運営方針

松風学園利用者の皆さんが将来の夢を描いて、学園での充実した一日一日の生活を送り、利用者やご家族を含めた関係者から信頼を得て、職員が利用者支援に携わってよかったと思える施設を目指し、次の3つの目標を掲げます。

1 利用者本位のサービス

利用者本位のサービスを実現するため、一人ひとりにあった個別支援を追及し、利用者満足度を向上するためのプロセスを大切にします。

2 職員及び地域との協働

市民サービス向上のため、松風学園の職員は全員で協力して利用者支援にあたるとともに、自治会町内会など地域の関係機関、関係施設の方々との協働を積極的に進めます。

3 適正な施設運営

個人情報やプライバシーの保護を徹底します。一方で、業務の透明性を確保するため、情報公開の原則に立ち、運営状況を積極的に開示します。



利用者作：“ゆうゆうクラブ 9月作品 「おいしいぶどうができました」” 他

令和元年（平成31年）度 事業目標

1 利用者本位のサービスを実施します。

（1）個別支援計画を策定し、一人ひとりにあったサービスを提供します。

- ・利用者やご家族の意向や心身状況を十分に把握しながら、利用者一人ひとりにあった個別支援計画書を策定し、サービスを提供します。
- ・区役所や相談支援事業者など関係機関と連携・協力し、様々な視点を取り入れた多角的な支援・サービスを提供します。また未実施の方への計画相談支援の導入を進めます。
- ・利用者の人権擁護のため、成年後見制度の利用を働きかけます。

<日中活動の一例>

【屋外作業】



【屋内作業】



これらの他に、散歩や工芸・縫工など様々な日中活動を提供します。

（2）利用者の高齢化・重度化・強度行動障害への適切な対応を行います。

- ・個別・集団活動を通して、作業評価・心理支援を行います。
- ・医療機関やリハセンター等と連携し、健康状態や身体機能の維持、改善に努めます。
- ・利用者の摂食機能に考慮しつつ、季節や行事に見合った楽しく潤いのある食事を提供します。
- ・高齢化・重度化等で変化する心身状況を把握し、園外の社会資源の利用も視野に入れながら、より適切な生活ができる環境を整えます。
- ・強度行動障害のある利用者には十分なアセスメントをおこない、必要な環境を整え適切な手段で支援を進めます。

お楽しみ昼食会メニュー



（3）地域の障害者の利用ニーズに応えます。

- ・地域の在宅障害者のニーズ（レスパイト・体験・緊急等）に応じて短期入所の相談・利用調整を行います。

（4）利用者の地域移行・施設移行を推進します。

- ・利用者、家族に対して地域移行・施設移行に向けた意向確認や具体的な支援のアセスメントを丁寧に行い、支援計画に反映していきます。
- ・利用者、家族、成年後見人等と十分に相談しながら、ご本人の状態像に適した支援が受けられる場所（グループホーム、高齢者施設等）への移行を園全体で、また区役所や計画相談員等とも連携しながら支援します。必要に応じて見学や体験などを実施します。

2 学園内にとどまらず、地域と協働します

(1) 地域との交流により、障害者理解を推進する機会を作ります。

- 地域のお祭り、運動会など地域行事への参加や地域交流サロンなど町内会活動へも積極的に参加します。また地域の一員として利用者による防犯パトロールを行うなど上飯田地区の地域福祉保健計画の取組に参加します。
- 利用者の生活の質の向上と地域の方との交流を進めるため、ボランティアを積極的に受け入れます。
- 福祉体験学習の受け入れを通して障害者理解の推進を図ります。



【福祉の作品展 出展作品】

(2) 地域の関係機関との連携・ネットワークづくりを進めます。

- 社会福祉分野・保育分野の人材育成のため、実習生等を受入れます。
- 横浜市の人権研修や福祉活動実習の場として提供し、障害者理解を広げます。
- 泉区自立支援協議会の事務局として運営に携わり、障害者支援のネットワークづくりに貢献します。
- 地域の関係機関に園内研修への参加を呼びかけ、共に支援力の向上を目指します。

(3) 地域と協働し、防災力を高めます。

- 火災や地震等の非常事態に際して、地域の自治会やボランティアの協力が十分得られるよう、また私たちも地域防災力を向上するため、近隣町内会と共に避難訓練や炊き出し訓練を行います。

【消火栓放水訓練】



【炊き出し訓練】



3 適正な施設運営を目指します。

(1) 利用者の人権を尊重します。

- 第三者委員（オンブズパーソン）に定期的に来園していただき、利用者の人権を擁護しサービスの向上を図ります。また指摘事項の速やかな改善に努めます。
- 定期的に開催される人権委員会の中で利用者の人権について考え人権擁護を進め、合わせて職員への研修を実施するなど施設内の虐待防止に取り組みます。外部委員も入った虐待防止委員会を開催（年1回）し、その取組についての報告と検証を行います。
- 横浜ふくしネットワーク（Yネット）の加盟施設として利用者の人権・権利擁護の取組に参加し、実践していきます。

(2) 利用者が安全で快適な生活が送れるようにします。

- セーフティマネジメント委員会を通じ、事故・ヒヤリハット事例を分析し改善策を検討するとともに、全職員で情報を共有し、利用者が満足できる生活のためにリスクマネジメントを行っていきます。
- 利用者の不利益にならないよう、「松風学園個人情報漏えい事故等防止マニュアル」に基づき、職員全体で個人情報漏えい事故防止を徹底します。
- 利用者の安全で快適な生活を実現するため、常勤職員だけでなく非常勤職員を含めた全ての職員の情報共有化を進め、研修を実施します。
- 火災や地震等の非常事態に対応できるよう、定期的に防災訓練を実施します。
- 緊急通報装置を運用により、防犯体制を確保します。

(3) 職員の人材育成に取り組みます。

- 横浜市人材育成ビジョンに基づき、職位（職員Ⅰ～Ⅲ）に応じた教育・指導を行います。
- サービスの質の向上を図るため、計画的に研修を実施します。
所属研修：人権啓発研修、セーフティマネジメント研修、腰痛予防・介護技術研修など
派遣研修：自閉症セミナー、ノーリフトケア講座、強度行動障害支援講座など

(4) パートナーシップを大切にした施設運営を行います。

- 松風学園の生活は、直接の支援者以外にも多くの関係者・関係機関・企業により支えられています。生活への関わり方は様々ではありますが、共に働く仲間として協力するとともに、基本理念及び運営方針について機会あるごとに周知を図り、松風学園を利用する全ての人にとってより良い施設運営を行っていけるよう努めていきます。
- 平成30年度にスタートした学園再整備事業では、その具体的な計画・設計においても、地域に開かれた施設として、より良い施設づくりを進めていきます。

資料編

【松風学園倫理綱領】

第1条 個人の尊重

職員は、利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。

第2条 人権擁護

職員は、利用者一人ひとりへのいかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。

第3条 自己選択・自己決定の尊重

職員は、利用者一人ひとりの自己選択・自己決定等により、自己実現を図ることができるよう自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

第4条 個別支援

職員は、利用者の支援にあたって、一人ひとりの個性やニーズに応じるとともに、利用者及び家族への十分な説明及び相互理解により個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援をします。

第5条 生活環境の整備

職員は、利用者が快適で充実した日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境整備に努めます。

第6条 社会参加の支援

職員は、利用者が地域の住民と交流しながら、地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

第7条 在宅生活者の支援

職員は、総合相談や短期入所の事業を通し、地域の在宅知的障害者とその家族への福祉サービスの向上に努めます。

第8条 地域との調和

職員は、ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等を施設運営に組み込み、地域との協働を推進します。

第9条 職員行動基準

具体的行動にあたっては、横浜市職員行動基準を規範とします。



【第36回松風まつり つうしょギャラリー・販売】

【令和元年（平成 31 年）度 年間行事計画（予定）】

利用者の楽しみや余暇の充実と地域や関係施設等との交流を促進するため、学園内での行事を計画・実施します。また、地域で行われる行事等へも参加していきます。

月	学園行事	地域行事等
4		
5		上飯田連合町内会総会 軽スポーツ大会 上飯田小運動会
6	B棟旅行 花の日（YMCA 保育園交流） ふれあい牧場	ふれあいあやめ祭り（出店） Y ネット総会
7	プール開き 地域さわやか清掃 夜間想定避難訓練 A棟旅行・B棟旅行	ぴぐれっと祭り 泉の郷夏祭り
8	お楽しみ昼食会 ふきのとう人形劇団公演	盆踊り・納涼祭（中村・向ヶ丘・南町）
9	定期健康診断 A棟旅行・B棟旅行	中村町内会体育祭 上飯田中運動会
10	秋の外出 A棟旅行・B棟旅行 炊き出し訓練	上飯田連合体育祭
11		もみじ祭り（出店）
12	忘年会	泉区福祉の作品展
1	お正月（行事食）	
2		
3		
○利用者自治会 毎月第4金曜日 ○入所家族会 毎月第3日曜日 ○つうしょ家族会 年5回月の最終水曜日 ○A棟・B棟旅行 棟ごとに3～4グループに分けて実施		



～松風学園は知的障害のある方の生活を支援しています～

令和元年（平成31年）度 横浜市松風学園 事業計画書

平成31年4月 発行

表紙 松風学園 利用者合同作品

裏表紙 松風学園渡り廊下入口

（マスコットキャラクターしょうたくんとふうかちゃん）